

令和4年4月1日

いじめ防止等のための基本的な方針

精道三川台小・中学高等学校

精道三川台小・中学高等学校（以下、当校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定めます。

◎いじめの防止基本方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

法は、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめの定義とし、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

【いじめ防止等のための対策の基本理念】

いじめはどの子ども、どの学校にも起こりうるものであるが、人間として絶対に赦されない卑怯な行為である。

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

また、保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒等がいじめを行わないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めるものとする。

【いじめの防止】

当校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進します。

- (1) あらゆる教育活動を通して、いつも、誰もが安心して、豊かに生活できる学校であるように、児童生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 「毎日の良心の糾明」「司祭による講話」「人権教育」「道徳教育」「特別活動」を通して規範意識、命の大切さ、集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 教職員自らの模範と言葉、児童生徒と教職員の信頼と親しい語り合いを通して、いじめを誘発・助長・黙認することがないように注意を払う。
- (4) 危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (5) 教職員研修の充実などを通して、「いじめの問題」について教職員間の共通理解を図る。
- (6) 行政等の関係機関と情報交換を行い、恒常的な連携を深める。
- (7) いじめへの対応の重要性についての認識を、第一の教育者である保護者と学校が共有するように努める。

【いじめの早期発見】

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努めます。

- (1) 児童生徒の声に耳を傾ける。（アンケート調査、担任との個人面談、個人指導教師との話等）
- (2) 児童生徒の行動を注視する。（日頃の声掛け、朝礼・集会等）
- (3) 保護者と情報を共有する。（学級からの通信物・学校新聞・電話等の連絡・家庭訪問、保護者オリエンテーション等）
- (4) 子どもの健全育成に関わる行政・関係機関と連携する。
（スクールカウンセラーをはじめ、必要ならばスクールソーシャルワーカー、弁護士など専門家の積極的な活用を進め、行政等の関係機関との情報共有を図る）

【いじめに対する措置】

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指します。

- (1) いじめ問題に組織的に対応する。
- (2) 事実に基づき、児童生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (3) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (4) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (5) 必要に応じて行政機関の協力を求める等、情報共有を行う。

【いじめ防止等の対策のための組織】

当校はいじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織します。

◎校内委員会（名称；いじめ防止対策委員会）

委員長 校長、委員；教頭、主幹教諭、生活部主任（＝生徒指導主事）、形成部主任、学年主任、担任教員、個人指導教諭、

なお、必要に応じて当校指導司祭、スクールカウンセラー、心理・福祉・行政等の関係機関の専門家を参集する場合がある。

◎【校内委員会の役割】

(1) 相談体制の拡充

校長は生活部主任（＝生徒指導主事）・担任による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に校内委員の招集を行い、臨時校内委員会を開催する。

臨時校内委員会では、児童生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。

なお、重大事案と判断した場合は、速やかに総務学事課に報告する。また、必要に応じて、警察への相談や通報を行う。

(2) 実態把握の改善

○ 生活部は、いじめに関するアンケート調査を適切な時期に実施する。

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

(3) 教職員の取組支援

○ いじめ対策に関する指導資料の活用

校内委員会は、いじめの防止・解決にかかわる資料を集め活用方法を教職員に広く紹介する。

○ 教職員研修の実施

校内委員会は、いじめ防止にかかわる研修を実施し、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめの問題を一人で抱え込まず速やかに情報共有を図り、組織的な取り組みに努めていくように周知を図る。

○ インターネットを通じて行われるいじめの防止

校内委員会は携帯・インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。